

認定経営革新等支援機関の現状と課題の改善に向けた取組

1. 認定支援機関制度の現状

○平成24年11月の第1回認定以降、平成26年12月までに23,199機関を認定経営革新等支援機関（以下、認定支援機関）として認定。以下の活動を通じ、中小企業・小規模事業者に対する経営支援に取り組んでいる。

- ・経営革新等支援業務等（経営状況に関する調査・分析、事業計画の策定に係るきめ細かな指導及び助言、中小企業会計要領等に拠った計算書類等の作成及び活用の推奨 等）
- ・その他経営課題全般に対する支援業務（経営改善や創業等に係る指導及び助言 等）
- ・中小企業支援施策と連携した支援業務（施策の周知やよろず支援拠点との連携 等）

○また、認定支援機関を通じた経営支援体制の更なる強化を図るため、中小企業庁や中小企業基盤整備機構において、「認定支援機関を通じた経営支援強化のための当面の取組方針を踏まえた政府の取組状況と今後の行動計画」を踏まえた環境整備等を実施。引き続き、更なる充実に向け以下の取組を実施しているところ。

- ・認定支援機関に対する調査とそれを補足する中小企業・小規模事業者に対する調査やヒアリングに基づいた活動実態や優良事例の取りまとめ
- ・「認定支援機関一覧」の掲載内容の充実（得意分野や支援実績等への記載の働きかけと検索システムの導入）

2. 認定支援機関による活動状況と今後の課題

今回、認定支援機関制度が開始してから初めての調査を行い、活動状況等について以下のとおり把握することができたところ。引き続き、本制度の活用促進・改善に向け、状況把握を定期的に行う。

(1) 経営革新等支援業務等

基本方針に定められた認定支援機関に対する任意調査（注1）において、約半数の回答率であったものの、以下の活動状況が見られた。

<活動状況>

- 経営革新等支援業務については、経営状況の分析が約 90%、事業計画の策定や見直しが約 80%の認定支援機関において積極的に行われており、それぞれ約 12%、5%の機関では、年間 100 社以上の支援を行っている。
- また、その後のモニタリングについても約 90%の認定支援機関において実施されており、約 36%の機関では月に 1 回の頻度で実施されている。
- さらに、計算書類等の信頼性を確保して資金調達力の向上を図るための「中小企業会計要領等に拠った計算書類等の作成及び活用の推奨」についても約 80%の認定支援機関において実施されており、約 13%の機関では資金調達や取引先拡大につながったといった効果が出ている。
- こうした取組に際して、他の支援機関と連携して支援を行っている認定支援機関は約 45%となっている。
- このように法律で規定している経営革新等支援業務については、任意調査回答者の大半が何らかの業務に取り組んでおり、その後の追加調査（ヒアリング等）の結果、優良事例を含めた様々な活動実態も見られている。

<今後の課題>

- 今後は、支援業務の更なる活性化のため、各機関の得意とする支援を中小企業・小規模事業者等に積極的に示すことが求められる。さらに、支援活動の質や幅を広げるため、他機関の活動実態・優良事例を参考にスキルアップを図る。また、それぞれの強みを生かした他機関との一層の連携等も求められる。
- なお、活動状況を把握するための任意調査については、期限の延長も行ったものの、回答しない機関が約半数も存在しており、更なる事態把握が必要。

(注1：認定支援機関に対する任意調査について)

- ・ 調査対象：第11号認定（平成25年12月）までの19,788機関
- ・ 実施期間：平成26年2月28日～4月23日
- ・ 回収数：8,483
- ・ 回収率：42.8%

<認定支援機関の主な支援実態>

・ 経営状況の分析	7,549 機関 [89.0%]
うち年間100社以上実施	1,045 機関 [12.3%]
・ 事業計画策定や見直しに係る支援	6,674 機関 [78.7%]
うち年間100社以上実施	421 機関 [5.0%]
・ モニタリング	7,432 機関 [87.6%]
うち月に1回実施	3,061 機関 [36.1%]
・ 中小企業会計要領等の推奨	6,732 機関 [79.4%]
うち資金調達や取引先拡大につながった	884 機関 [13.1%]
・ 他機関との連携	3,807 機関 [44.9%]

(2) その他経営課題全般に対する支援業務

<活動状況>

○認定支援機関には、法令に定められた経営革新等支援業務等に留まらず、経営支援全般や中小企業支援施策との連携も期待しているところ。

○こうした中、経営改善や創業など中小企業・小規模事業者が抱えるその他経営課題についても、様々な取組が見られている。

○例えば、経営改善については、業績が悪化している企業に対して、毎月の資金繰りの試算や生産効率の向上等の支援を通じた金融機関からの融資獲得等が行われている。

こうした支援は、経営改善計画策定支援事業におけるものに限っても、これまでに5,358件実施されており、特に、税理士・税理士法人（約56%）、民間コンサルティング会社（約18%）が多く関与している。

○さらに、関係団体の中には、経営改善計画策定支援事業を7,000件行うことを目標に掲げ、税理士や会計士等の会員機関に対して積極的な働きかけを行っている例も見られる。

○また、創業については、集客見込みデータの提供や店舗の立地・デザインに関するアドバイス等による創業及びその後の売上確保まで視野に入れた支援等が行われている。

こうした支援は、創業補助金におけるものに限っても、これまでに9,423件実施されており、特に、信用金庫（約27%）、地方銀行（24%）、税理士（約14%）が多く関与している。

<今後の課題>

○今後は、各機関の専門分野での取組を促進するため、各機関の支援可能な分野を中小企業・小規模事業者等に積極的に示すことや、他機関の活動実態・優良事例を参考に活動の質や幅を広げること、他機関との一層の連携等が期待される。

(3) 中小企業支援施策と連携した支援業務

①中小企業支援施策の周知について

<活動状況>

○メールマガジンを通じた 2 万以上の認定支援機関への補助金公募情報の随時提供等を通じ、多くの中小企業・小規模事業者への支援施策の普及に貢献している。

②補助金等への関与について

<活動状況>

○ものづくり補助金や小規模事業者活性化補助金等認定支援機関の関与を要件とする補助金を通じた、延べ 40,000 件以上の中小企業・小規模事業者の支援（注 2）を行っており、補助金採択後も約 73%の中小企業・小規模事業者がフォローアップを受けている。

（注 2：認定支援機関の関与を要件とする主な補助金の採択実績）

◇平成 24 年度補正予算

・ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金	10,516 件
・創業促進補助金	6,299 件
・小規模事業者活性化補助金	1,518 件
・経営改善計画策定支援事業	5,358 件

◇平成 25 年度補正予算

・中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新補助金	14,431 件
・創業促進補助金	3,124 件

○例えば、ものづくり補助金に関連しては、企業の強みを生かせる新商品開発の提案や想定顧客や設備投資額等を踏まえた利益確保を実現できる事業計画の策定支援等が行われており、既に製品開発が成功し、売上げも向上している事例等も見られている。

なお、これまで 24,947 件が採択されている中で、特に、地方銀行（約 34%）、信用金庫（約 21%）、公益財団法人（約 10%）が多く関与している。

○平成 26 年度補正予算案や平成 27 年度当初予算案・税制改正案においても、引き続き、認定支援機関の関与を要件とするものづくり・商業・サービス革新補助金や創業・第二創業促進補助金、商業・サービス業・農林水産業活性化税制等の施策を整備している。

(注 3)

(注 3：平成 26 年度補正予算、平成 27 年度予算等において認定支援機関の関与を要件とする主な補助金 等)

◇平成 26 年度補正予算

- ・ものづくり・商業・サービス革新補助金
- ・創業・第二創業促進補助金

※経営改善計画策定支援事業については、平成 27 年度も延長して実施。

◇税制・政策金融・保証事業

- ・商業・サービス業・農林水産業活性化税制
- ・経営支援型セーフティネット貸付
- ・経営力強化保証
- ・経営力強化資金

<今後の課題>

○補助金・政策金融・税制への関与においては、申請段階で大きな付加価値をつけている事例があるほか、一定のチェック機能を果たしているとの見方もできる。ただし、申請段階では、申請者の計画の質に応じて追認のみというケースもあり得ることから、フォローアップを着実に行うことで支援機関として貢献していくことが強く求められる。

○また、特定の補助金・政策金融・税制へ関与することを契機に認定経営革新等支援機関の認定を受けた機関においては、他機関の活動実態・優良事例を参考に、経営革新等支援業務等の他の業務へ活動を展開することが求められる。

③よろず支援拠点等の中小企業支援体制との連携について

<活動状況>

○平成 26 年 6 月から、よろず支援拠点が各都道府県に 1 箇所立ち上がり、昨年 12 月時点で相談対応件数が約 6 万件(月平均約 182 件)、来訪相談者数が約 2.5 万件(月平均約 76 件)となっている。

その中で、事業の柱としている、他の支援機関から持ち込まれた案件への対応、よろず拠点を核とした支援機関間の連携、支援機関と接点のなかった事業者に対する適切な支援機関の紹介についても、地域差はあるが、認定支援機関等の支援機関とよろず支援拠点との連携が進展しつつある。

<今後の課題>

○今後、よろず支援拠点との連携をさらに深め、他機関との連携を一層進めていくことが求められる。

3. 利用者の評価

○中小企業・小規模事業者に対するアンケート（注4）においては、認定支援機関の支援を受けた中小企業・小規模事業者事業者の約80%が支援に満足していると回答している。

（注4：中小企業・小規模事業者に対するアンケートについて）

- ・調査対象先：平成24年度補正事業である「創業補助金」「ものづくり補助金」「小規模事業者活性化補助金」に採択された延べ17,600者の中小企業・小規模事業者
- ・実施期間：平成26年5月9日～6月2日
- ・回収数：7,812
- ・回収率：44.4%

＜認定支援機関の主な支援実態＞

- ・認定支援機関の支援に満足している 6,109者 [78.2%]
- ・補助金採択後のフォローアップの有無 5,674者 [72.6%]

○他方で、中には「認定支援機関によって知識等の差がある」「支援機関の得意分野が不明である」「フォローアップが不足している」「相談した認定支援機関からの支援だけでは不十分だった」等の厳しい声もあがっており、認定支援機関の能力の向上、他機関との連携促進や専門分野の見える化など体制の更なる強化に向けた取組も求められる。

4. 今後の対応方針

このように、把握されている範囲においては、概ね認定支援機関としての活動が行われていると考えられるが、今後、更なる支援体制の強化に向け、これまでの取組に加え、下記の5点について取り組むことが必要と考えられる。

<①支援業務の活動促進及び質の向上>

- 中小企業・小規模事業者の様々な課題に対応していくためには、各認定支援機関の積極的な活動や能力・知識の更なる向上が必要。
- そのため、各認定支援機関においては、国が取りまとめた活動実態・優良事例や関係全国団体による傘下機関の取組事例等を参考としながら、自らの得意分野を生かしつつ積極的に活動するとともに、支援の質を高めることが求められる。
- また、関係全国団体においても、傘下機関に対し、本事例等を周知し、支援活動に生かすことを働きかけることが求められる。
- 国においても、本事例等を周知するため、年度内に全国7箇所において、優良事例に取り組む認定支援機関等を講師とし、中小企業・小規模事業者等に対するセミナーを開催する。

<②補助金等施策の採択等の後のフォローアップの徹底>

- 関与を要件としている補助金・政策金融・税制の採択等を受けた後、施策を活用したその後の経営活動等においては支援を受けることができずに困っている中小企業・小規模事業者が一部で存在している。
- これらの施策の効果をしっかりと発揮するためにも、各認定支援機関においては、申請時の支援に留まらず、採択等の後の継続的な支援の徹底が必要。

- また、関係全国団体においても、傘下機関に対し、フォローアップの徹底（優良事例の周知を含む）を働きかけることが求められる。
- 国においても、施策毎にフォローアップの実施徹底や成果把握を行うとともに、これらを通じた当該施策への関与の妥当性を不断に検証する。

<③他の支援機関との連携促進>

- 多様な経営課題に対応するためには、各認定支援機関の質の向上に加え、他の認定支援機関等との連携することで、対応力の強化を図ることが重要。しかし、現状では、他の支援機関と連携して支援を行っている認定支援機関は約45%に留まっている。
- こうした状況を改善するため、各認定支援機関においては、よろず支援拠点との積極的な連携や、他の認定支援機関等との共同支援等に取り組むことが必要。
- また、関係全国団体においても、傘下機関に対し、よろず支援拠点等との積極的な連携を働きかけることが求められる。
- 国においても、各よろず支援拠点から各認定支援機関へ相互の案件紹介やチーム支援の実施に向けた積極的な働きかけを行う。さらに、よろず支援拠点全国本部による連携支援事例の取りまとめやセミナー開催等を通じて、効果的な支援手法の伝播に取り組む。

<④各認定支援機関の特徴（得意分野等）の積極的な発信>

- 中小企業・小規模事業者が自らに適した認定支援機関の支援を受けるためには、各認定支援機関の得意分野等が見えることが重要。しかし、現状では、支援可能分野等が公表されている認定支援機関は8,000程度に留まっており、得意分野、支援実績等に至っては3,000程度に留まっている。さらに、これらの情報は現在、地方局のHPにエクセルシートで公開されており、機関間の比較が難しい状態となっている。

○そのため、各認定支援機関の得意とする支援・支援可能な分野等の特徴を中小企業・小規模事業者等が効果的に把握することができるよう、各認定支援機関においては、得意分野等の自機関の情報を積極的に登録・発信することが必要。

○また、関係全国団体においては、傘下機関に対し、情報の積極的な記載を働きかけることが求められる。(注5)

○国においても、現在、大量のエクセルシートで公開されている一覧表を年度内に検索システム付のデータベースに改善する。また、記載情報の追加登録を各認定支援機関へのメルマガ等により働きかける。

(注5：公表されている一覧表の掲載情報)

・名称、属性、支援可能分野・業種、得意分野・支援実績等、住所、連絡先、ワンストップ総合支援事業派遣専門家への登録の有無 等

<⑤認定支援機関の活動状況の更なる把握>

○認定支援機関制度の活用促進・改善のためには、認定支援機関の活動状況を正確に把握し、対応していくことが必要。しかし、今年度実施した調査の回答数が約半数に留まるなど、実態が正確に把握しきれているとは言えない状況となっている。

○そのため、各認定支援機関においては、自らの責任を果たしていることを示すためにも、調査への積極的な回答が求められる。

○また、関係全国団体においては、傘下機関に対し、調査への協力・提出を徹底させることが求められる。

○国においても、調査の回答率を改善するため、調査時期について年度末を避ける等の工夫を講じる。